

議第24号

呉市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
呉市職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように定める。

呉市職員の高齢者部分休業に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3第1項並びに同条第2項において準用する法第26条の2第3項及び第4項の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、55歳とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、呉市職員の給与に関する条例（昭和27年呉市条例第1号）第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額及び教職調整額を含む。）及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに初任給調整手当及び義務教育等教員特別手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(退職手当の取扱い)

第4条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を呉市職員退職手当支給条例（昭和38年呉市条例第15号）第9条第1項、第2項及び第4項から第9項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において同条第7項中「第1項、第2項及び第4項から前項まで」とあるのは「第1項、第2項及び第4項から前項まで並びに呉市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成30年呉市条例第 号）第4条前段」と、同条第9項中「第1項、第2項及び第4項から前項まで」とあるのは「第1項、第2項及び第4項から前項まで並びに呉市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成30年呉市条例第 号）第4条前段」とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第6条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業

時間の延長を承認することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年呉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中第2号を第3号とし、同項第1号中「介護休暇」の次に「又は第14条の2の規定による介護時間」を加え、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による承認

(提案理由)

地方公務員法に規定する高齢者部分休業の制度を導入するため、この条例案を提出する。